

③ お金と税金のコラム

「配偶者はどれくらい相続したらいいの？」

相続が起こると、当初は悲しみの中、行政の手続きや葬儀やお寺の手配、お世話になった方への連絡、返礼、四十九日、納骨とやることが多く、本当に落ち着きません。

四十九日を過ぎるとようやく落ち着いてきて、さて、遺産分割はどうしようか、という話になってきます。

配偶者（妻）と子ども達が相続人であることが多いのですが、各家庭様々ですね。相続の流れがどうなるかは、誰がリーダーシップを取るかによりますね。子の誰かがリーダーシップを取ると、結構、税金のことを気にすることが多いです。すなわち、今回のお父様の一次相続と、次のお母様の二次相続と合わせて、一番相続税が少なくなるのは、どういう分け方ですか？みたい聞いてきます。そうすると、相続税を気にした分け方になっていきます。

この場合、今までの私の経験によると、お母様が全体の20%くらいを相続するのが、一次二次を通じて、最も相続税が少なくなることが多いですね。もちろん、お母様がご自身の固有の財産をどのくらい持っているか、その後どのようなお金の使い方をするか、にもよります。本来、配偶者は50%の法定相続分があるのですが、子の意見が強いと20%を軸に話が進み、お母様も「いいよ、いいよ、もうそんなに使わないから…」となっていきます。

相続人の皆が納得していれば、それでいいのですが、立ち会っている私は何か違和感を感じる時がありますね。本来、お母様は全体の50%まで相続しても、配偶者の税額軽減で相続税はかからないのですが、次のお母様の相続で子どもたちに多額の相続税がかかるから、お母様には遠慮してもらおう、ということですよ。お母様の亡くなった後の税金を気にして、お母様の残りの人生はあまり考えないの？みたいな違和感です。確かに高齢になるとそれ程使わないのかも知れませんが、お母様の生き方の選択肢を狭めてしまうような、そんな気もします。そのような試算を出した私も悪いのですが...

東京メトロポリタン税理士法人
グループ代表/税理士 北岡修一
03-3345-8991 <https://www.tm-tax.com/>

社員のフログ ～ 娘との会話 ～

私にはもうすぐ三歳になる娘がいます。日々、娘との会話でいろんな発見があります。まだ三歳なのに、よく分かっているなぁと感心させられます。

お笑い好きの両親に影響されてか？娘も冗談を言って私を笑わせようとしてきます。「笑わせようとしてるから、笑ってあげないと…」という気持ちではなく、本気で大笑いしてしまうことも多いです。ある日、いきなり自分を指さして「これくまちゃん？これメロンパンナ？」と言い、「ちゃうやろ～これは〇〇ちゃん（自身の名前）やろ～」と自分で突っ込んでいました。おでこをぶつけてしまった時、最初は泣いていたのですが、私が「いたいのいたいのとんでけ～！」となんとか慰め泣き止むと、いきなりおでこを手でポンポンしながら「打った～で～♪打った～で～♪」と変なダンスを踊りだしたこともありました。私が笑ったことが嬉しかったようで、今ではこの2つは娘のお気に入りギャグになり何度も披露してきます。私が飽きて笑わなくなると、「ママ、喜んでよ」と催促してくるのもおもしろいです。

夕飯に餃子を出した際には、私が「ポン酢つけすぎたらからいよ」と注意すると、「ポン酢はしょっぱだよ。辛いのはキムチだよ。」と言い、「ママ間違えたなあ！」と満面の笑みで言われてしまいました。そんなことも分かっているのかと驚きました。

疲れている時は、娘と会話していても相槌が適当になってしまうこともあります。子供だから分からないだろうと侮ってはいけないと思わされます。いろいろなお話を家族を楽しませてくれる娘に感謝しながら、これからも毎日と一緒に楽しみたいです。

売買部 前田綾香

不動産にまつわる ご相談（無料）！！

懇切丁寧にわかり易く実益を目指して。
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

電話 03-3323-0525 メール baibai@0007.co.jp

地域生活情報誌
Vol. 191
2025



だ
い
た
ら
ほ
っ
ち



創業70周年



～ 私達の喜びはお客様の笑顔です～

信和不動産株式会社

お部屋探しは 弊社のホームページで！▼

<https://www.0007.co.jp>

facebook も更新中▼

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

皆様の多様なニーズに即応します。



東松原本店（井の頭線 東松原駅前）

世田谷区松原5-2-3 信和ビル1階

TEL(03)3323-0521 / TEL(03)3323-0525(売買部直通)

梅ヶ丘店（小田急線 梅ヶ丘駅前）

世田谷区梅丘1-24-2 佐野ビル1階/TEL(03)3425-6145

<信和不動産グループ>

アバマンショップ東松原本店

株式会社レントネット信和

（井の頭線 東松原駅前）

世田谷区松原5-57-7 第1片野ビル2階/TEL(03)3321-2123



～ 毎週 火曜日・水曜日 定休 ～

円満相続シリーズ

最後のラブレター



誰が相続人になるのか、相続分の割合はどうか、これは法律で決まっています。そして順番があります。先順位がいれば後順位の方は相続人にはなれません。第1順位⇒子と配偶者、第2順位⇒父母等の直系尊属と配偶者、第3順位⇒兄弟姉妹と配偶者。配偶者は相続分こそ違えどこの順位でも常に相続人となります。

相続分は法律で決まっていますが、遺産分割協議で相続人全員が合意すればどんな分け方をしても有効です。

また遺言があれば法定相続に優先します。だが、相続人には一定の遺留分が保障されています。遺留分を侵害している遺言や生前贈与に対し権利を行使すれば取り戻すことができます。ちなみに第3順位の兄弟姉妹には遺留分の権利はありません。

遺留分は侵害されたことを知った時から1年、知らなくても相続開始から10年で時効となり請求権は消滅します。また期限内に遺留分侵害額の請求をすれば時効は中断します。

遺留分侵害額請求の内容証明は弁護士からきます。相手が弁護士を立てたなら、こちらにも弁護士を立てるでしょう。相続が法律問題になってしまう所以です。この内容証明は宣戦布告にも等しく、相手に届いた瞬間に家族の絆を失います。ゆえに遺言と遺留分対策は一体で考える必要があります。

ご主人が亡くなり、相続人は奥様とご主人の兄弟姉妹です。兄弟姉妹は5人います。全員が健在で代襲相続人はいません。

相続人に回答書を送ります。①相続分を放棄します。②相続分を相続したい。③その他のご希望ご意見。この回答書に手紙を添えます。「〇〇様はご主人に先立たれ、これからの老後を一人で暮らしていかなければなりません。頼れるのは預貯金です。どうかそれらの事情もお察しいただき回答を頂戴できればありがたいと思います。」全員から相続分を放棄するとの回答をいただきました。

このあと類似した案件の依頼をAさんから受けました。前案件と違うところは亡きご主人の兄弟姉妹はすでに全員が亡くなっており、Aさんとは疎遠のオイ・メイ（代襲相続人）が12人います。

代襲者には棚ボタ財産です。同じ手紙と回答書を送りました。全員から「相続分を相続したい」と回答がきました。譲ってくれる人はいませんでした。寂しい話ですがこれも相続の現実です。

Aさんの相続分は4分の3です。だが財産構成のなかで一番のボリュームを占める自宅を相続するので、老後の糧である預貯金は多くを相続できません。他の相続人についてしまいます。

兄弟姉妹には遺留分の権利がありません。遺言があれば夫の財産は妻が全部相続できます。「もし遺言があったなら」相続の実務家は、こんな思いを何度もしていることでしょう。

長い間連れ添ってきた妻は、何よりも代えがたくありがたい存在です。遺言は夫から妻へ感謝を表す最後のラブレターです。

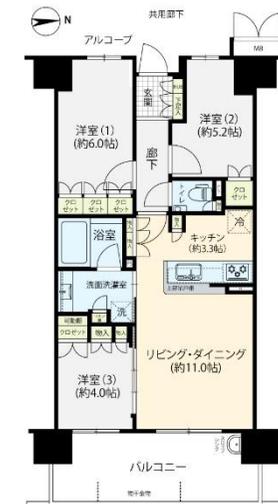
有限会社アルファ野口 代表取締役・NPO法人相続アドバイザー協議会評議員

野口 賢次

有限会社アルファ野口 TEL. 044-422-1337 FAX. 044-455-0208
〒211-0012 神奈川県川崎市中原区中丸子 538 番地メルベージュマルダ 1F

分譲マンション

8,980万円 シオ杉並高井戸 4階
京王井の頭「高井戸」駅徒歩7分 3LDK



所在：杉並区高井戸東 3-29-20
土地権利：所有権
構造：RC造 10階建
専有面積：66.24㎡（壁芯）
バルコニーから広がる眺望！新宿の夜景が望めます



11,990万円 シオ世田谷松原 5階
京王井の頭「東松原」駅徒歩8分 3LDK



所在：世田谷区松原 6-30-14
土地権利：所有権
構造：RC造 6階建
専有面積：66.74㎡（壁芯）
新宿駅へ約15分、渋谷駅へは約9分と都心へのアクセスに便利！



高台に位置し、開放感ある眺望

※上記情報は本紙編集時点（2025/6/16）の情報であり、お問合せを頂いた時点で、成約済、価格変更や利回りの変更がある可能性があります。

※間取図と現地に差異がある場合は現況有姿となります。※取引態様：媒介

◆お問合せ：売買部 03-3323-0525